最終更新日：2017年7月10日

株式会社みずほフィナンシャルグループ
執行役社長　佐藤　康博
問合せ先：企画管理部　TEL：03-5224-1111
証券コード：8411
http://www.mizuho-fg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、<みずほ>として行うあらゆる活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『<みずほ>の企業理念』を制定しております。

□基本理念（企業活動の根本的考え方）
<みずほ>は、『日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ』として、
常にフェアでオープンな立場から、時代の先を読む視点とお客さまの未来に貢献できる知見を磨き最高水準の金融サービスを
グローバルに提供することで、
幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献していく。
これらを通じ、<みずほ>は、いかなる時代にあっても変わることのない価値を創造し、お客さま、経済・社会に<豊かな実り>を提供する、かけがえのない存在であり続ける。

□ビジョン（<みずほ>のあるべき姿・将来像）
『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』
1．信頼Ｎｏ．１の<みずほ>
2．サービス提供力Ｎｏ．１の<みずほ>
3．グループ力Ｎｏ．１の<みずほ>

□みずほValue（個々の役職員が共有すべき価値観・行動軸）
1．お客さま第一～未来に向けた中長期的なパートナー～
2．変革への挑戦～先進的な視点と柔軟な発想～
3．チームワーク～多様な個性とグループ総合力～
4．スピード～鋭敏な感性と迅速な対応～
5．情熱～コミュニケーションと未来を切り拓く力～

『<みずほ>の企業理念』のもと、経営の基本方針およびそれに基づく当社グループ全体の戦略を当社が立案し、グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を全うしてまいります。
そのために、持株会社である当社は当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うとともに、当社において、株主からの付託を受けた取締役会を中心とした企業統治システムを構築し、当社グループの経営の自己規律とアカウンタビリティを十分に機能させてまいります。

当社における企業統治システムに関する基本的な考え方は、以下のとおりであり、これらを実現する制度として、指名委員会等設置会社を選択しています。
（1）監督と経営の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
（2）取締役会は、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
（3）<みずほ>の経営から独立した社外取締役を中心とした委員会等を活用し、意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保する。
（4）（1）～（3）を実現する企業統治システムを構成する機関等の設計にあたっては、グローバルに展開する金融グループとして、国内法令の遵守はもとより、コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を当社においても積極的に採用する。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、および指名委員会等設置会社としての当社における取締役会、執行役、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の役割、構成や運営方針等の企業統治システムの枠組みを定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を当社のホームページに掲載しております。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】 （いわゆる政策保有株式）

□上場株式の政策保有に関する方針

・当社および当社の中核子会社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とする。

・保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先および当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言う。

・上記各社は、保有する株式について、個別銘柄ごとに、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行う。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有する。

□政策保有株式に係る議決権行使基準

・当社および当社の中核子会社は、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行う。
なお、会社議案に賛成できないと判断する際は、売却の要否について検討を行うことがある。

・具体的な議案検討に際しては、発行会社との対話や専門部署による検証等を通じ、議案の賛否を検討する。特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等(*)については、その目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で、賛否を総合的に判断する。

※「中核子会社」：みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券

(*)例として、以下のものが含まれる
・赤字や無配が一定期間に亘る企業の取締役・監査役選任議案および退職慰労金贈呈議案
・合併等の組織再編議案
・買収防衛議案

政策保有株式の保有意義検証等の概要については、当社のホームページにも記載しておりますのでご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/structure/hold.html）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/structure/hold.html）

【原則１－７】 （関連当事者間の取引）

当社では、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

・取締役会決議により「みずほの企業行動規範」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、利益相反行為の禁止、株主の権利行使に対する贈収賄の禁止、株主に対する利益供与の禁止、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルールの遵守を周知徹底しております。コンプライアンスの遵守状況については、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長が報告を受け、監視を行っております。

・当社と取締役および執行役との間の競業取引および利益相反取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」において取締役会の承認事項として明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認または報告の受領を通じて監視を行い、監査委員会においては「監査委員会監査基準」に則り監査を行っております。

・取締役および執行役の競業取引および利益相反取引にかかる取締役会決議にあたっては、法務リスク所管部署によるリーガルチェックを実施することとしております。また、当社と当社グループ会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ、当該部署によるリーガルチェックを実施することとしております。

【原則３－１】 （情報開示の充実）

（1）当社グループは企業理念を制定し公表しております。『（みずほ）の企業理念』は、本報告書の「１．１．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
また、中期経営計画につきましても策定し公表しております。詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/release/pdf/20160513_2release_jp.pdf）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/release/pdf/20160513_2release_eng.pdf）

（2）当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、および指名委員会等設置会社としての当社における取締役会、執行役、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の役割、構成や運営方針等の企業統治システムの枠組みを定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を制定し、当社のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline）

（3）報酬委員会が取締役および執行役の報酬を決定するにあたっての方針と手続については、本報告書の「２．１．【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しておりますので、ご参照ください。

（4）指名委員会が取締役候補者の決定を行うにあたっての方針、および取締役会が執行役の選任を行うにあたっての方針については、当社のホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスガイドライン」の「取締役会の構成」、および「執行役の構成・選任等」に規定しておりますので、ご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline）

取締役会が執行役を選任するにあたっては、指名委員会および報酬委員会の委員である社外取締役と執行役社長で構成する人事検討会議が選任案の審議を行ったうえで、取締役会において決議しております。
また、取締役候補者の決定にあたっては、当社のホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスガイドライン」の「指名委員会の運営」に規定しているとおり、会社法に基づき、当社の指名委員会において決議しております。

(5) 取締役候補者の選任理由は、株主総会へ取締役の選任議案を上程する際の「株主総会招集ご通知」の参考書類において毎年開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆さまにご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/investors/stock/meeting.html)

執行役の選任理由は、「事業報告」において毎年開示しております。「事業報告」は上記「株主総会招集ご通知」とともに、株主の皆さまにご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/investors/stock/meeting.html)

【補充原則４－１－１】 (取締役会の役割・責務(1))
当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定を行い、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定については、原則として、グループＣＥＯである執行役社長に委任することとしております。なお、取締役会の執行役に対する委任の目的等につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスガイドライン」の「取締役会・取締役の役割」に規定しておりますので、ご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline)

【原則４－８】 (独立社外取締役の有効な活用)
取締役会は、定款上の員数である１５名以内とし、その構成については、取締役会による経営に対する監督機能という役割を踏まえ、過半数を非執行取締役（社外取締役および社内非執行取締役）とするとともに、６名以上の取締役を社外取締役（「当社社外取締役の独立性基準」を充足）とすることとしております。現在、全取締役１３名中、６名が社外取締役です。
なお、取締役会の構成の考え方につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスガイドライン」の「取締役会の構成」に詳細を規定しておりますので、ご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline)

【原則４－９】 (独立社外取締役の独立性判断基準および資質)
当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、本報告書の「２．１．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－１】 (取締役会の実効性確保のための前提条件)
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役候補者の決定に関する方針・手続については、当社のホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスガイドライン」の「取締役会の構成」、「取締役の選任」、および「指名委員会の運営」に規定しておりますので、ご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline)

なお、現在の取締役会は、企業経営者、金融機関経営者、弁護士、公認会計士、学者等の経験を有する社外取締役６名、業務執行者を兼務しない社内取締役２名、および執行役を兼務する取締役５名の合計１３名（うち女性２名）の取締役にて構成されています。

【補充原則４－１１－２】 (取締役会の実効性確保のための前提条件)
当社は、取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。
本報告書の更新日時点における社外取締役の重要な兼職の状況については、本報告書の「２．１．【社外取締役に関する事項】会社との関係（２）」にも掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－３】 (取締役会の実効性確保のための前提条件)
当社の「取締役会の実効性評価」においては、取締役自らが「ガバナンスはどうあるべきか」を常に考えながら、自己評価を行うべきものと考えております。

□評価方法
２０１６年度の「取締役会の実効性評価」においては、当社の「コーポレート・ガバナンスガイドライン」をベースとし、国内外の法令・慣行も踏まえて２０１５年度に制定した、取締役会およびコーポレート・ガバナンスに関する〈みずほ〉の「目指す姿」の達成状況を評価いたしました。
評価にあたっては、２０１６年１２月の「社外取締役会議（社外取締役のみ）」において中間評価を実施いたしました。その上で、第三者評価機関の金融業界および企業統治に関する豊富な知見を活用し、全取締役への事前質問票による回答を経た上で、個別インタビューを実施すると共に、カンパニー長へのインタビュー、取締役会事務局および監査委員会事務局との面談に基づいた「第三者評価」を踏まえ、２０１７年４月および５月の取締役会において、取締役会の実効性確保のための課題と今後に向けた取組みを議論し、自己評価を実施いたしました。

□評価結果の概要
取締役会およびコーポレート・ガバナンスに関する〈みずほ〉の「目指す姿」が概ね実現され、概ね良好な企業統治実態を確認いたしました。企業統治は従来よりも更に高度化され、議論の活性化も以前よりも進歩し、企業統治を前進させるための様々な工夫も実施してきております。これらを踏まえ、取締役会全体としての実効性は相応に確保され、昨年度よりも改善していると評価いたしました。
一方、企業統治の高度化に伴い今後の課題も認識でき、以下の３点について継続的に取り組んでまいります。
(1) 一定レベルに高度化した企業統治を支える仕組みの強化
(2) 監督強化を執行強化に繋げるための更なる工夫
(3) 取締役会および監査委員会の運営の更なる充実
本実効性評価を踏まえ、取締役会が監督機能を最大限発揮するために必要な更なる工夫を実施・検討してまいります。

「取締役会の実効性評価」の結果の詳細につきましては、当社のホームページ「２０１６年度『取締役会の実効性評価』の結果の概要について」をご参照ください。
(日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#evaluation)
(英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#evaluation)

【補充原則４－１４－２】（取締役のトレーニング）
当社の取締役は、その役割を果たし、取締役会がモニタリング機能・アドバイジング機能を発揮できるよう、当社グループを取り巻く経営環境や事業の状況等に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積んでおります。当社は取締役に対して、期待される役割・責務を果たす上で必要となる「知識習得・向上の機会」を継続的に提供・斡旋しております。
特に、社外取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供することとしております。
なお、社外取締役に対するトレーニングの方針については、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」第６条第４項に記載しております。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/g_report.html#guideline）

□主な取り組み内容
１．全取締役への「知識習得・向上の機会」
・取締役会における各種付議/報告等により、当社グループの経営全般を俯瞰
・「コンプライアンス・お客さま保護」および「人権啓発・LGBT」に係る外部講師による研修会を毎年定期的に開催
（当社グループの全役員が対象）
・職務執行上必要な場合には、担当役員等からの個別説明、外部専門家の助言・外部研修（当社が費用負担）等の機会を提供

２．社外取締役への「知識習得・向上の機会」
＜就任時（２０１６年度は新任社外取締役なし）＞
・新任の社外取締役に対し「就任時集中説明」を個人別に実施
- 担当執行役、取締役会副議長および取締役会室長等から、企業理念、事業内容、経営戦略、中期経営計画・年度業務計画、組織・権限、財務、リスク管理・コンプライアンス管理、人事、システム・事務、内部監査、ガバナンス態勢等を説明
＜就任後（２０１６年度実績）＞
・中核子会社の国内営業部店・関西の事務センター訪問（７月～１２月）
- 現場の視察、拠点長との面談および職員との意見交換会により、現場に対する理解を深める
・社外取締役会議（５月・７月・１２月・２０１７年１月）
- 社外取締役の（みずほ）に対する理解を深めると共に、「社外者の視点」に基づいた率直な意見を最大限経営全般に反映する
- 毎年１回以上は、社外取締役のみで「社外取締役会議」を開催し、経営上の課題、取締役会運営、ガバナンス体制のあり方等を議論する
- ２０１６年度は、社外取締役のみで「社外取締役会議」を２回開催し（７月・１２月）、配当授権に係る取締役会としての対応、取締役会運営の課題、取締役会の実効性評価（中間評価）、２０１７年度業務計画策定に関連した執行ラインへの要請事項等を議論
- また、グループCEOと社外取締役による「社外取締役会議」を２回開催し（５月・２０１７年１月）、日本の較差問題の現状認識、配当授権に関する投資家とのエンゲージメント等を議論
・経営状況オフサイトミーティング（７月～１２月、のべ１２回）
- カンパニー長、中核子会社の頭取・社長等の執行ラインが社外取締役とフリーディスカッションを行い、社外取締役との相互理解を深める（２０１６年度に新設）
・取締役会後の昼食会（取締役会の都度）
- 社内外専門家との情報交換、IR関連情報の共有等により、必要な知識を習得する
・役員懇親会（夕食会）（６月・９月）
- 執行ラインの経営陣に対する理解を深める
・中核子会社の部店長会議への陪席（１０月）
- グループ戦略方針に基づく執行計画・状況に対する理解を深める
・取締役会議案の事前説明の徹底および事後フォローの実施（取締役会の都度）
- 関連する金融専門用語や業務内容も説明することにより、議案の理解を深め、取締役会での議論の充実を図る

３．社内役員への「知識習得・向上の機会」
執行役等の社内役員に対しても、取締役同様、各役員に期待される役割・責務に応じて必要な「知識習得・向上の機会」を、以下の研修等を行うことにより継続的に提供しております。
・「新任常務向けケーススタディ研修」の実施（４月～９月）
- 過去の危機事象の真因分析を踏まえ、危機管理に求められる役員・リーダーの意識と行動について体感し、理解を深める
・「危機管理広報の基礎知識」研修の実施（５月）
・「事業継続管理研修」を毎年定期的に実施（１２月）
- 過去の危機事象における教訓や経験を風化させずに受け継ぎ、グループにおける事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢・危機管理態勢に対する理解を深めるべく毎年定期的に実施
・「社内イントラ利用に関する情報管理研修」（４月～６月）、「標的型（サイバー）攻撃対策に関する研修」（８月）の実施
・新任執行役員向けのコンプライアンス研修（４月）、社内教育ポータルを利用した定期的なコンプライアンス研修等

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「ディスクロージャー方針」を取締役会決議により制定し、統合報告書（ディスクロージャー誌）・ホームページ等において公表しております。
当社ホームページにおいては、以下のＵＲＬに「ディスクロージャー方針」を掲載しておりますので、ご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/ir/policy.html）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/investors/ir/policy.html）
また、IR活動等の詳細については本報告書の「３．２．IRに関する活動状況」をご参照下さい。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況については、当社ホームページにも記載しておりますので、ご参照ください。
（日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/index.html）
（英語：https://www.mizuho-fg.com/company/structure/governance/index.html）

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,122,309,400	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	962,863,300	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	627,066,600	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	492,293,200	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	365,649,900	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	360,809,200	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	357,374,400	1.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	353,600,880	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385151	307,115,823	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	292,440,900	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

□持株会社の下で、銀行・信託・証券・アセットマネジメント・リサーチ＆コンサルティングを一体的に運営する当社グループの特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。各カンパニーでは、戦略の企画・立案から戦略の遂行に至るプロセスにおいて、グループ会社横断的に、お客さまの属性に応じて一貫した戦略を強力かつ迅速に展開できる体制としております。

□当社の中核子会社であるみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券では、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役会による監督機能の高度化と意思決定の迅速化の実現を図り、カンパニー制のもとで各社がそれぞれの役割をより実効性高く発揮できるよう、グループベースでのガバナンスの更なる高度化を進めてまいります。

□コーポレート・ガバナンスの透明性確保と投資家の皆さまの信頼を高めるために、2006年11月8日、米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	13名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関　哲夫	他の会社の出身者											
川村　隆	他の会社の出身者											
甲斐中　辰夫	弁護士											
阿部　紘武	公認会計士											
大田　弘子	学者											
小林　いずみ	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

関　哲夫	○	○	○	○	（重要な兼職の状況） サッポロホールディングス株式会社 監査役 その他、「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております（軽微基準の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。	関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。2017年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。 当社社外取締役就任期間は、2017年6月の当社定時株主総会終結の時をもって2年であります。 同氏は、2016年度中に開催された取締役会13回、報酬委員会13回、監査委員会18回のすべてに出席しております。 同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。 特に、連結当期純利益を確保していくための抜本的対策の検討、ならびに国内店舗戦略におけるエリア管理体制および収益管理手法の高度化の重要性等について積極的な提言を行いました。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております（「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

川村　隆	○	○		○	（重要な兼職の状況） 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 東京電力ホールディングス株式会社 取締役会長（社外取締役） その他、「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております（軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。	川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役執行役会長 兼 取締役および取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。2017年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。 当社社外取締役就任期間は、2017年6月の当社定時株主総会終結の時をもって3年であります。 同氏は、2016年度中に開催された取締役会13回、指名委員会12回、報酬委員会13回のすべてに出席しております。 同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。 特に、メリハリの効いた事業ポートフォリオ戦略、人員のスリム化や効率化も含めた経費削減の更なる踏み込み、および経営監査にフォーカスした内部監査の重要性等について積極的な提言を行いました。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております（「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。 同氏が2017年6月に取締役会長（社外取締役）に就任した東京電力ホールディングス株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

甲斐中　辰夫	○	○	○	○	（重要な兼職の状況） 卓照綜合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタルランド 社外監査役 その他、「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております（軽微基準の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。	甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。2017年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。 当社社外取締役就任期間は、2017年6月の当社定時株主総会終結の時をもって3年であります。 同氏は、2016年度中に開催された取締役会13回のすべて、指名委員会12回のすべて、報酬委員会13回のすべて、監査委員会18回のうちの17回に出席しております。 同氏は、最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、人材採用計画も踏まえた長期的視野による人員計画、安全性を重視した次期システムプロジェクト推進、およびコンプライアンスの重要性等について積極的な提言を行いました。さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の個人別の報酬、当社および中核子会社の役員報酬制度等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません（「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

阿部　紘武		○	○	○	（重要な兼職の状況） 公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社 社外監査役 その他、「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております（軽微基準の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。	阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。2017年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任いただいております。 なお、同氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 当社社外取締役就任期間は、2017年6月の当社定時株主総会終結の時をもって2年であります。 同氏は、2016年度中に開催された取締役会13回、監査員会18回のすべて、および2016年10月の報酬委員就任移行、2016年度中に開催された報酬委員会6回のすべてに出席しております。 同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。 特に、中期経営計画の目標やビジョンのグループ会社への浸透、コンプライアンス態勢の充実を含めた内部統制システムの運用、および国内店舗戦略における地域金融機関とのビジネス連携強化の重要性等について積極的な提言を行いました。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所は、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ておりません。また、同氏の近親者が勤める企業は、当社グループと取引があるも、近親者は同社の役員ないし重要な使用人等に該当せず、また同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高は約1．7％であること等から、独立性に影響を与えるものはございません（「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「［独立役員関係］その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

大田　弘子	○			○	（重要な兼職の状況） 政策研究大学院大学 教授 ＪＸＴＧホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役 その他、「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております（軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。	大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革推進会議議長、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としました。２０１７年６月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。 当社社外取締役就任期間は、２０１７年６月の当社定時株主総会終結の時をもって３年であります。 同氏は、２０１６年度中に開催された取締役会１３回、指名委員会１２回のすべてに出席しております。 同氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。 特に、生産性向上を目指す「構造改革型のオペレーショナルエクセレンス」、本部機能のスリム化を含む本部改革、および注力・縮退分野をより明確にする事業ポートフォリオ戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております（「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください）。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

小林　いずみ	○			○	(重要な兼職の状況) ANAホールディングス株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外取締役 日本放送協会 経営委員会委員 その他、「社外役員の属性情報」(取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要)については、当社が定める軽微基準に基づき、その記載を省略しております(軽微基準の概要については、「[独立役員関係] その他独立役員に関する事項」をご参照ください)。	小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長および世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。2017年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏は2014年7月より、外部専門家として当社のリスク委員会委員に就任しております。リスク委員会は当社の取締役会によるリスクガバナンスに関する決定・監督、およびリスク管理の状況等の監督に際し助言を行う諮問機関であり、同委員就任に伴う所定の報酬を受けているも、独立性に影響を与えるものではございません。(「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、「[独立役員関係] その他独立役員に関する事項」をご参照ください)。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	0	5	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	15名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
佐藤 康博	あり	あり	×	×	なし
岡部 俊胤	あり	なし	×	×	なし
安部 大作	なし	なし	×	×	なし
中村 康佐	なし	なし	×	×	なし
菅野 暁	なし	なし	×	×	なし
加藤 純一	なし	なし	×	×	なし
本橋 克宜	なし	なし	×	×	なし
大串 桂一郎	なし	なし	×	×	なし
野村 勉	なし	なし	×	×	なし
西山 隆憲	なし	あり	×	×	なし
飯田 浩一	なし	あり	×	×	なし
小嶋 修司	なし	なし	×	×	なし
谷口 真司	なし	なし	×	×	なし
梅宮 真	なし	あり	×	×	なし
柴田 保之	なし	あり	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を置いております。監査委員会室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の組織変更、監査委員会室に所属する使用人に係る人事異動等、および監査委員会室の予算の策定等については、監査委員会の事前の同意を得ることとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築および運用を前提として、内部監査基本計画および内部監査グループ長の委嘱に関する同意決議を行い、監査の実施状況および結果等について、定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行い、その職務を遂行します。
また、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互に連携の強化に努めます。
内部監査グループは、会計監査人と相互のリスク認識等について定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名

その他独立役員に関する事項

A.「当社社外取締役の独立性基準」

[「当社社外取締役の独立性基準」の概要]
1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
   (2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1，000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年平均にて年間1，000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。
   ※「中核子会社」：みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券
   ※「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

B.「社外役員の属性情報」の記載省略に関する軽微基準
「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨およびその概要）に関し、取引先、寄付先等、または社外役員本人との取引、寄付等が、当社が定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略しております。

[軽微基準の概要]
1．通常の商取引については、当社または中核子会社の支払が取引先の連結売上高の2％未満、もしくは、取引先、その親会社または重要な子会社による業務粗利益が当社の連結業務粗利益の2％未満であること
2．弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から受け取る金銭については、過去3年平均にて年間1，000万円未満であること
3．当社または中核子会社からの寄付等については、過去3年平均にて年間1，000万円または寄付等を受ける組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額を超えない金額であること

【インセンティブ関係】

取締役･執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2015年5月15日開催の当社報酬委員会において、役員報酬に業績給および業績連動型株式報酬を導入することを決定いたしました。
業績給および業績連動型株式報酬の内容等につきましては、「[取締役･執行役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役･執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、前年度の取締役、執行役ごとの報酬等の総額、および社外役員の報酬等の総額を開示しております。
また、有価証券報告書において連結報酬等の総額が1億円以上である者を個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、当社ならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券（以下、「中核子会社」という）の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「取締役等」という）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ　報酬の決定方針」を定めております。
本方針に基づく当社および中核子会社の役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

□基本方針
当社および中核子会社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。
(1) 各々の役員が担う役割･責任や成果に応じた報酬体系とする。
(2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
(3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
(4) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
(5) 経済･社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系･水準の見直しを行う。
(6) 内外の役員報酬に係る規制･ガイドライン等を遵守する。

□報酬体系
1．業務執行を担う当社執行役（取締役兼執行役を含む）、執行役員および専門役員ならびに中核子会社の業務執行を担う取締役、執行役員および専門役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の当社取締役および中核子会社の取締役（以下、「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系とする。
2．業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給および業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅および変動報酬の支給方法については、内外の役員報酬に係る規制･ガイドライン等や経営者報酬の調査データ等を勘案の上で、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けの観点および

過度なリスクテイクを抑制する観点を踏まえ設定する。
基本的な構成比率については、原則として、固定報酬と変動報酬の比率を6：4、変動報酬における業績給と業績連動型株式報酬の比率を1：1とし、当該比率に基づき各報酬に係る役位に基づく基準額を算出するとともに、変動報酬については各役員の成果を反映して、役位に基づく基準額の0%～150%の範囲で支給を行う。基本給、業績給および業績連動型株式報酬各々の体系および支給方法等は、原則として、以下の通りとする。
(1) 基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。
(2) 業績給については、各役員の年度計画達成へのインセンティブおよびその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。支給に際しては、業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
(3) 業績連動型株式報酬については、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した額に相当する当社株式を支給する。支給に際しては、業績連動型株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
(4) 外部登用のプロフェッショナル人材等を対象とする変動報酬については、一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを、各対象役員の職責や業務特性ならびにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計する。

3．経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とし、その報酬の体系は基本給および株式報酬とする。
(1) 基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とする。
(2) 株式報酬は、社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給する。但し、各役員の成果に応じた支給水準の変動は行わない。支給に際しては、株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。

□報酬決定プロセス
1．報酬委員会は、当社および中核子会社の役員報酬の決定方針、上記「□報酬体系」に定める報酬体系を含む役員報酬制度の決定のほか、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。
2．執行役社長は、本方針ならびに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核子会社の執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3．報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4．報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核子会社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

□方針の改廃
本方針の改廃は当社の報酬委員会の決議による。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会および指名・報酬・監査の各委員会の実効的かつ円滑な運営を確保するため、以下の体制を構築しております。
(1) 取締役会議長が社外取締役である場合における副議長（非執行取締役）の設置
(2) 会議体事務局に関する業務等（議案や説明資料に関する関係部調整、社外取締役への事前説明、その他取締役会議長や各取締役に対するサポートに関する業務等）を担う専担組織（取締役会室および監査委員会室）の設置

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の通りです。

□監督
○取締役および取締役会
当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感のある企業経営の実現、および取締役会による執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、原則として、当社グループの最高経営責任者（グループCEO）である執行役社長に委任いたします。
経営に対する監督機能という役割を踏まえ、取締役会の過半数を、社外取締役と業務執行者を兼務しない社内取締役（以下、「社内非執行取締役」といい、社外取締役と併せて「非執行取締役」という）によって構成することとし、現在は、6名の社外取締役、2名の社内非執行取締役、および5名の執行役を兼務する取締役の合計13名（うち女性2名）の取締役にて構成されております。
取締役会の議長は、取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とすることとし、現在は、社外取締役である大田弘子氏が取締役会議長に就任しております。

○指名委員会
指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するとともに、中核子会社各社の取締役の選任および解任に関する当社における承認、ならびに中核子会社の代表取締役の選定および解職や役付取締役の選定および解職に関する当社における承認を行います。
役員人事の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

○報酬委員会
報酬委員会は、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核子会社の取締役の個人別の報酬の当社における承認、ならびに当社および中核子会社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の決定を行います。
役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

○監査委員会
監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、当社および当社子会社の内部統制システムの構築および運用の状況の監視

および検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視および検証、監査報告の作成を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行います。なお、監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行について、適法性および妥当性の監査を行うとともに、当社および当社子会社における内部統制システムの構築および運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各部門または子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

監査委員会は、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内非執行取締役から1名または2名を常勤の監査委員として選定し、委員長および委員の過半数を社外取締役とすることとしております。

現在は、5名の委員のうち、社内非執行取締役から2名の常勤監査委員を、社外取締役から3名の監査委員を選定しております。

監査委員は米国証券取引委員会規則およびニューヨーク証券取引所規則で定める独立性を確保し、また、監査委員のうち1名以上は、米国法令によって定義される「財務専門家」としております。

当社においては、法定の上記3委員会のほか、以下の委員会等を設置しております。

○人事検討会議

執行役社長および指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役により構成され、主に、当社の執行役・役付執行役員や中核子会社の役付執行役員の選任案の審議等を行う審議機関として、人事検討会議を設置しております。

○リスク委員会

原則として、全員非執行取締役または外部専門家により構成され、主に、取締役会に対して、リスクガバナンスに関する決定・監督、およびリスク管理の状況等の監督に際し助言を行う諮問機関として、リスク委員会を設置しております。

○社外取締役会議

社外取締役全員および執行役社長により構成され、社外取締役の<みずほ>に対する理解を深め、取締役間のコミュニケーションを通じた経営トップの問題意識の共有等を目的としたフリーディスカッションの場として、社外取締役会議を設置しております。

□業務執行

○執行役

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定、および当社の業務執行を担っております。

執行役については、当社の経営者として上記の役割を担う者が選任されるべきとの考え方に基づき、グループＣＥＯ、ならびに、原則として、カンパニー長、ユニット長、およびグループ長を選任することとしております。

執行役社長が、グループＣＥＯとして当社の業務を統括する一方、取締役会が執行役社長に委任した事項の決定は職務の執行状況に含め、3ヵ月に1回以上、取締役会に報告することとしています。

なお、執行役社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、全社的な諸問題やグループのビジネス戦略上重要な事項について総合的に審議・調整を行っております。

＜経営政策委員会＞

○経営ガバナンス高度化委員会

グループＣＥＯを委員長とし、コーポレート・ガバナンス高度化、およびリスクガバナンス高度化に関する重要な事項について審議・調整を行っております。

○バランスシートマネジメント委員会

グループＣＦＯを委員長とし、ＡＬＭ、ポートフォリオ、資本政策の基本方針、およびその他バランスシートマネジメントに関する重要な事項、ならびにそれらのモニタリングに関する審議・調整を行っております。

○リスク管理委員会

グループＣＲＯを委員長とし、リスク管理に係る基本方針、リスク管理態勢、リスク管理の運営・モニタリング、およびリスクアペタイト運営のモニタリング等に関する審議・調整を行っております。

○コンプライアンス委員会

外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括、事故処理、お客さま保護等管理、および情報管理に関する審議・調整を行っております。

○反社取引排除委員会

外部の専門家（弁護士1名）が特別委員として参加し、反社会的勢力への対応に関する審議・調整を行っております。

○ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する審議・調整を行っております。

○ＣＳＲ委員会

ＣＳＲに係る各種施策や要対応事項、取り組み方針、開示報告書に関する審議・調整を行っております。

○IT戦略推進委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画およびその運営方針、IT・システムのグループ一元化、個別IT投資案件の方針、システムプロジェクトおよび個別システム案件の管理、システムリスク管理に関する審議・調整、IT関連投資案件の投資効果の評価等を行っております。

○事業継続管理委員会

事業継続管理に係る基本方針や、年度計画、各種施策に関する審議・調整を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の2つの委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

○人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

○障がい者雇用促進委員会

障がい者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

□内部監査グループ等

当社は、執行役社長が委員長を務める業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて監査委員会及び取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査グループを被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（現状、弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針および内部監査規程に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。

当社および主要グループ会社の内部監査の結果については、担当役員である内部監査グループ長が定期的および必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、江見睦生、高木竜二、亀井純子、林慎一の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、2017年3月末現在の当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士52名、その他66名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方を実現する制度として、現行法制下においては、指名委員会等設置会社が以下の理由により最も有効であると考え、当社は、指名委員会等設置会社を選択しております。

(1) 執行役が業務執行の決定および業務執行を迅速かつ機動的に実施する一方、取締役会が経営の基本方針等の決定と経営の実効的な監督に徹することが可能であること。

(2) 社外取締役を中心とした指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会により、社外者の視点を十分に活用したチェックアンドバランス機能を最大限確保し、意思決定における妥当性・公正性を客観的に確保することが可能であること。

(3) <みずほ>のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するために必要となる体制を<みずほ>の目指すべき姿や課題を踏まえた形にて構築することが可能であること。

(4) グローバルに展開し、G－SIFIs（Global Systemically Important Financial Institutions）の一角をなす金融グループとして業界をリードすべき立場にあるという強い認識の下、グローバルに要求されているガバナンス体制に呼応していくこと。さらに、内外の構造変化に機敏に対応しつつ厳しい競争環境に打ち勝つべく、今後もより強靭なガバナンス体制を構築していくこと。それにより、各ステークホルダーの要請に応え、企業の持続的かつ安定的な成長と企業価値および株主利益の向上を実現し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献するという<みずほ>の社会的役割・使命を全うすることが可能となること。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案について十分にご検討いただけるよう、招集ご通知につきましては、法定期日より前に発送することに加え、発送前にTDnet（東京証券取引所）および当社ウェブサイトでの開示を実施しております。2017年は、当社ウェブサイトでの開示から議決権行使期限迄に約4週間の期間を確保しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第14期定時株主総会：2016年6月24日開催 第15期定時株主総会：2017年6月23日開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJ（インベスター・コミュニケーションズ・ジャパン）が運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集ご通知（英文）を当社ホームページおよび株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主にとって分かり易く、透明性の高い総会運営とすべく、主に以下の対応を行っております。 ・株主総会の模様をマスコミに対して公開 ・事業報告に関し、スクリーンを活用したビジュアルな説明を実施 ・議案に対する賛否の状況を、採決時にスクリーンに表示 ・株主総会終了後、主な質疑応答の要旨、事業報告の模様（動画）（総会後約1年間）、議案に対する賛否結果を当社ホームページに公開

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループの情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「ディスクロージャー方針」を取締役会決議により制定し、統合報告書（ディスクロージャー誌）ならびにホームページに掲載し公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	経営陣による個人投資家向けオンライン会社説明会（インターネットによるライブ中継）を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（半期毎）後、投資家・アナリスト向けに経営陣によるインターネットカンファレンスや会社説明会を開催しております。 また、個別業務分野の事業戦略に関する説明会の開催に加え、証券会社主催の投資家向けカンファレンスにも参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（半期毎）後、英語によるIR資料をホームページにて公開するとともに、経営陣による海外IR（年数回実施）を実施しております。 また、各地でグループミーティング（IR説明会）を開催しております。 更に、証券会社主催の投資家向けカンファレンスにも参加しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	上記説明会資料の掲載に加え、説明会におけるプレゼンテーションの模様をホームページにて公開しております。 決算短信等の財務情報、株式情報、格付・債券情報、適時開示資料を含むプレスリリース、統合報告書（ディスクロージャー誌）、株主総会招集ご通知、米国ＳＥＣ提出書類等、国内外の個人投資家および機関投資家向けに日本語・英語による多種多様な資料を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員：取締役　執行役常務　グループCFO　梅宮 真 担当部署：IR部
その他	＜個人投資家向けIR＞ 個人投資家に対する情報開示の充実の観点から、ホームページの個人投資家向けサイトにおいて、みずほの経営戦略、業績・財務・資本の状況等に関する説明を掲載しているほか、上記インターネットカンファレンスや会社説明会の模様を公開しております。 更に、個人投資家を中心とした投資家層との双方向コミュニケーションを一層充実する観点から、IRに関するご質問・ご意見を幅広く受け付ける「IRお問い合わせ窓口」をホームページ上で運営しております。 ＜株主との対話のための社内連携＞ 当社では株主・投資家への情報開示に際し、各部門からの多面的な観点を反映すべく企画、財務・主計、リスク管理、IT・システム、事務、コンプライアンス統括、および内部監査の各グループ長を委員とする経営政策委員会であるディスクロージャー委員会において有価証券報告書、事業報告等の記載内容を審議しております。 また、リスク管理委員会、バランスシートマネジメント委員会等、様々な経営政策委員会等へのIR担当の参加を通じ、社内情報を共有するなどして株主との建設的な対話促進に活かしております。 ＜IR活動状況の経営陣へのフィードバック＞ IR活動で得られた株主等からの意見・懸念事項等につきましては、経営陣等に対し適時・適切に報告しております。 ＜情報開示統制の構築・運用＞ 国内外の関係法令および証券取引所規則等を遵守するとともに当社グループの企業情報等の公平かつ適時・適切な情報開示を実施するため、「情報開示統制」を構築、運用し、継続的な改善に努めております。 また、当社グループへの問い合わせや当社グループが主催または参加する非公開のミーティング・カンファレンス等においては、公平開示等の諸原則を尊重し、既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定するよう留意する等、インサイダー情報を適切に管理しております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社およびグループ各社で採択している「みずほの企業行動規範」において、各ステークホルダー（「お客さま」、「株主」、「地域社会」、「社員」等）に対する基本姿勢を規定しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	□当社グループは、ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取り組みが、社会の持続可能な発展に寄与するものであり、さらには当社グループの新たな企業価値の創造と発展を実現する基盤になるとの考えのもと、ＣＳＲへの取り組みを企業行動の主軸と位置付け、ＣＳＲに関する中長期取り組み方針を定めて推進しています。 ＜中長期取り組み方針＞ 1．社会の持続可能な発展に貢献するビジネス推進の強化 幅広い金融サービス機能を活かして、中長期的視点から実体経済を支えていくとともに、ステークホルダーの新たな期待に応え、社会の持続可能な発展に貢献するビジネスの推進を強化する。 2．社会の期待に沿った活動を支える基盤の強化 広く社会とのコミュニケーションを図り、法令遵守に留まらず、社会の期待を踏まえた活動を組織全体で実践するための基盤を強化する。 3．地域・社会のニーズを踏まえた社会貢献活動の推進 地域・社会のニーズを踏まえ、経営資源を活かした活動や地域・社会の発展に資する取り組みを推進する。 □当社グループは、２０３０年度を目標年度とする新たなＣＯ２排出量削減の長期目標を設定し、自らの事業活動における環境負荷低減に努めるとともに、金融商品・サービスの提供を通じて、社会の環境配慮促進に取り組んでおります。 ＣＳＲへの取り組みについては、統合報告書（ディスクロージャー誌）および当社のホームページに記載しておりますのでご参照下さい。 □統合報告書（ディスクロージャー誌） （日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/index.html） （英語：https://www.mizuho-fg.com/investors/financial/annual/index.html） □ＣＳＲへの取り組み （日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/index.html） （英語：https://www.mizuho-fg.com/csr/index.html）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー方針」において、「お客さま・株主・投資家のみなさまが当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示につとめることを経営上の最重要課題の一つに位置付けて」いる旨明定しております。 また、「ＣＳＲへの取り組みに関する基本方針」において、「ステークホルダーとの対話を重視し、当社グループのＣＳＲへの取り組みが社会の常識と期待に沿うものとなるよう、原則年に１度、当社グループのＣＳＲへの取り組みを評価して対外的に情報開示を行う」旨明定しております。

その他	当社グループでは、多様なバックグラウンドを持つ社員が互いの個性を尊重しながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を目指しており、グループ全体の取り組みを一層推進するため、ダイバーシティ・インクルージョン推進室を設置しております。 また、当社グループでは、社員の4割以上が女性となっており、これら女性社員が高い意欲を持ち能力を存分に発揮できる環境づくりに向けて、女性の活躍のための基本方針「4つのR」を制定し、各種施策に取り組んでおります。 ＜女性の活躍のための基本方針「4つのR」＞ Recruit：基幹職の新卒採用における女性比率目標値を設定し、積極的な女性採用を推進 Raise ：女性の多彩な活躍を促進し、管理職などへの登用も推進 Retain ：社員が存分に活力を発揮できる環境整備を進め、意欲の維持・向上を図る Relate ：積極的に社内外との対話に努め、組織全体として意識変革を図る 2016年度は、「<みずほ>ウーマンネットワーク」を設立しました。社員同士の交流や、メンバーによる自律的なワークショップ活動を通じて、女性のキャリア形成をサポートしています。また、柔軟な働き方と生産性向上を目的に、在宅勤務制度の利用を促進しています。管理職に対しても、女性社員のキャリア形成や両立支援に向けた意識付けおよび行動変革を促すため、各種研修を通じて理解促進を図っています。加えて、仕事と介護の両立者に対する一層の支援に向け、休業等の日数拡充や介護コンシェルジュデスクの設置なども行いました。 こうした取り組みが評価され、2016年3月、当社は、経済産業省による「新・ダイバーシティ経営企業100選」を受賞し、2017年3月には女性活躍推進に優れた企業として、経済産業省・東京証券取引所による「準なでしこ銘柄」に選定されました。 また、当社グループ6社（※）は、2016年3月までに、改正次世代育成支援対策推進法に基づき、社員の子育てをより高い水準でサポートする特例認定企業として、厚生労働大臣より、「プラチナくるみん」認定を受けました。 ※みずほフィナンシャルグループ（FG）、みずほ銀行（BK）、みずほ信託銀行（TB）、みずほ証券（SC）、みずほ情報総研（IR）、資産管理サービス信託銀行（TCSB） 取り組みの詳細については、当社ホームページをご参照ください。女性管理職比率や女性管理職登用数等のデータや、育児や介護との両立支援制度等についてご覧いただけます。 □ダイバーシティへの取り組み （日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/employee/di/diversity/index.html） （英語：https://www.mizuho-fg.com/csr/employee/diversity.html） □ワーク・ライフ・バランス （日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/employee/di/balance/index.html） （英語：https://www.mizuho-fg.com/csr/employee/balance.html） 当社グループは、2016年度からの中期経営計画の10の戦略軸の1つである「人事運営の抜本的改革」において、「ダイバーシティ＆インクルージョンの推進」を重点項目として掲げました。多様な社員のアイデアや意見を、戦略立案や意思決定、日々の業務推進に積極的に取り入れていくため、グローバルベースで取り組みを拡充するほか、女性の登用に関する新たな数値目標を設定しました。併せて制定した「ダイバーシティ＆インクルージョン　ステートメント」については、当社ホームページをご参照ください。 □（みずほ）の人事の基本ポリシー／ダイバーシティ＆インクルージョン　ステートメント （日本語：https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/employee/di/index.html/） （英語：https://www.mizuho-fg.com/csr/employee/index.html/） 女性の登用に関する新たな数値目標、ならびに役員等への女性の登用状況は以下のとおりです。 女性の登用に関する数値目標と実績値 【FG、BK、TB、SCの4社合算ベース】 数値目標（2019年7月）／女性（人）（2017年7月）／比率（%）（2017年7月） 部長相当職：10%／234／4% 課長相当職以上：20%／1,520／12% 係長相当職以上：30%／4,548／24% なお、当社においては取締役13名のうち2名（社外取締役）が、みずほ銀行およびみずほ証券では執行役員のうち1名が女性です。 当社グループは、女性の管理職登用を持続的に推進するため、あらゆる階層の社員の育成を図る目的で、2016年度より「女性の戦略的育成プログラム」を構築しました。管理職の候補となる人材に対しては、必要に応じキャリアアドバイザーとの面談機会を設ける等、一人ひとりのキャリア志向を十分に尊重しつつ、様々な職務を経験させ

	ながら、業務遂行能力を幅広く習得することを支援するとともに、部長職クラス以上への登用候補者には、一人ひとりの育成計画を策定し、異動やストレッチアサインメント、ならびに外部専門家によるコーチング制度の導入などを通じ、人材育成施策を戦略的に強化しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

監査委員会は、取締役および執行役等の職務の執行について、適法性および妥当性の監査を行うとともに、当社および当社子会社における内部統制システムの構築および運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各カンパニー、ユニット、グループ等または子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

当社グループでは、バーゼル銀行監督委員会が公表している『銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則』において示されている「3つの防衛線」の考え方に則り、カンパニー・ユニット等における自律的統制（1線）に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等（2線）にて牽制機能を確保するとともに、1線、2線から独立した業務監査委員会のもとで内部監査グループに属する内部監査所管部署がカンパニー・ユニット等ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施（3線）することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、2016年4月22日開催の取締役会で決議した、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、運用状況等について検証を実施、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2017年4月24日開催の取締役会で見直しの決議を行っております。

2017年4月24日開催の取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

（1）監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

○監査委員会室の設置
監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

（2）監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

○監査委員会の事前同意
監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。
○体制の十分性、独立性の確保
監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

（3）監査委員会への報告に関する体制

イ.当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制
○当社役職員の監査委員会への出席
・監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。
当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
・監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。
○内部監査グループとの連携
監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行うなど、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ.当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
○子会社等の役職員の監査委員会への出席
監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。
当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
○子会社等の管理状況の報告等
監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

○不利益取扱いの禁止
・社員等が法律違反や服務規律違反などコンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。
・監査委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

○費用負担
監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○監査委員の選定
金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名または2名を常勤の監査委員として選定する。
○内部監査グループ等との連携
監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行する。
○会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席
監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。
会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
○会計監査人・子会社等の監査役との連携
監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊張な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(7) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

○保存期限等
経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
○情報管理
・執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グル―プ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。
・情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。
○経営政策委員会
情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

○総合リスク管理
・「総合リスク管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
・「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。
・執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、リスク委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。
○経営政策委員会
市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
○事業継続管理
・「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
・「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。

・事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(9) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

○権限委任
業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、 迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
○カンパニー制
顧客セグメント別の経営体制としてカンパニーおよびユニットを設置し、銀行・信託・証券横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。
○リスクアペタイト・フレームワーク運営
当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。
○分掌業務・決裁権限等
取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(10)執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

○「みずほの企業行動規範」
〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
○コンプライアンス
・コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的に実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。
・執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。
○反社会的勢力との関係遮断
反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
○経営政策委員会
コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会、反社取引排除委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

(11) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

○「みずほの企業行動規範」
グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。
○グループ経営管理
・持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。
・主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。
○役職員等による取締役会等への報告
取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核子会社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核子会社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「『カンパニー制』の運営に関する規程」等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ．当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

○主要グループ会社からの承認申請・報告
・当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。

・当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。
また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

○リスク管理に係る基本方針
・当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、リスク委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
・当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。
・主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

○経営方針等の策定・提示
当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

○コンプライアンスに係る基本方針
・当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
・当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。
・主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

2016年4月22日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

□「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

⑴ 内部統制システム全般
・2016年4月22日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2017年4月24日開催の取締役会において一部の見直しを決議しております。

⑵ リスク管理体制
・当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体（連結ベース）として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。また、この枠組みの下で経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
・市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
・グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、事業継続管理委員会において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。
また、グループ共同訓練・研修等を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
・「カンパニー制」の導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自立的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。

⑶ コンプライアンス体制
・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに進捗管理および必要な計画変更を行っております。
・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画におけるグループ共通の重点施策として、「反社会的勢力との関係遮断」に注力しております。
・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

⑷ 執行役の職務執行
・当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。
・銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しております。
・事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行うべく、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営の妥当性・効率性の観点を踏まえ、経営会議、経営政策委員会等の見直しを行ない、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。

⑸ グループ経営管理体制
・グループ各社はグループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
・当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
・主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
・資産運用ビジネス、リサーチ＆コンサルティング機能の強化、およびフィデューシャリー・デューティーの観点から、当該機能を担う主要グループ会社について、より広範な経営管理を行なうとともに、グループの資産運用会社の独立性を確保した新しいグループ経営管理体制を２０１７年４月１日より導入することを取締役会にて決議しております。

⑹ 監査委員会の職務執行
・監査委員会は、社内非執行取締役２名および社外取締役３名で構成し、社内非執行取締役２名を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めております。
・監査委員会は、全てのグループ長、カンパニー長およびユニット長、中核子会社の頭取・社長を個別に監査委員会に出席させ、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
・このうち、内部監査については内部監査グループ長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画および内部監査グループ長の委嘱に関する同意決議を行っております。
・また、子会社等の監査役との緊密な連携を図るため、定期的にグループ監査役連絡会およびグループ監査役勉強会を開催し意見交換等を実施しております。
・さらに、会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
・社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知しております。
・監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力しております。

当社およびみずほ銀行は、反社会的勢力との関係遮断を役割とする専門の部を設置し、反社会的勢力との関係遮断に、より専門的・集中的に取り組むとともに、最新の動向を収集・調査し、社会の情勢の変化にもスピード感をもって対応しております。

また、当社、みずほ銀行、みずほ信託銀行、およびみずほ証券に、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会である「反社取引排除委員会」を設置し、グループ全体として相互に連携をとり、反社会的勢力との関係遮断に取組んでおります。

なお、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□当社は、米国預託証券（ＡＤＲ）をニューヨーク証券取引所に上場しており、日本基準での開示に加え、米国会計基準に則した情報開示を行う体制を整えるとともに、金融商品取引法および米国サーベンス・オクスリー法に準拠した内部統制を構築しております。今後とも開示体制および内部統制の一層の強化に取り組んでまいります。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】

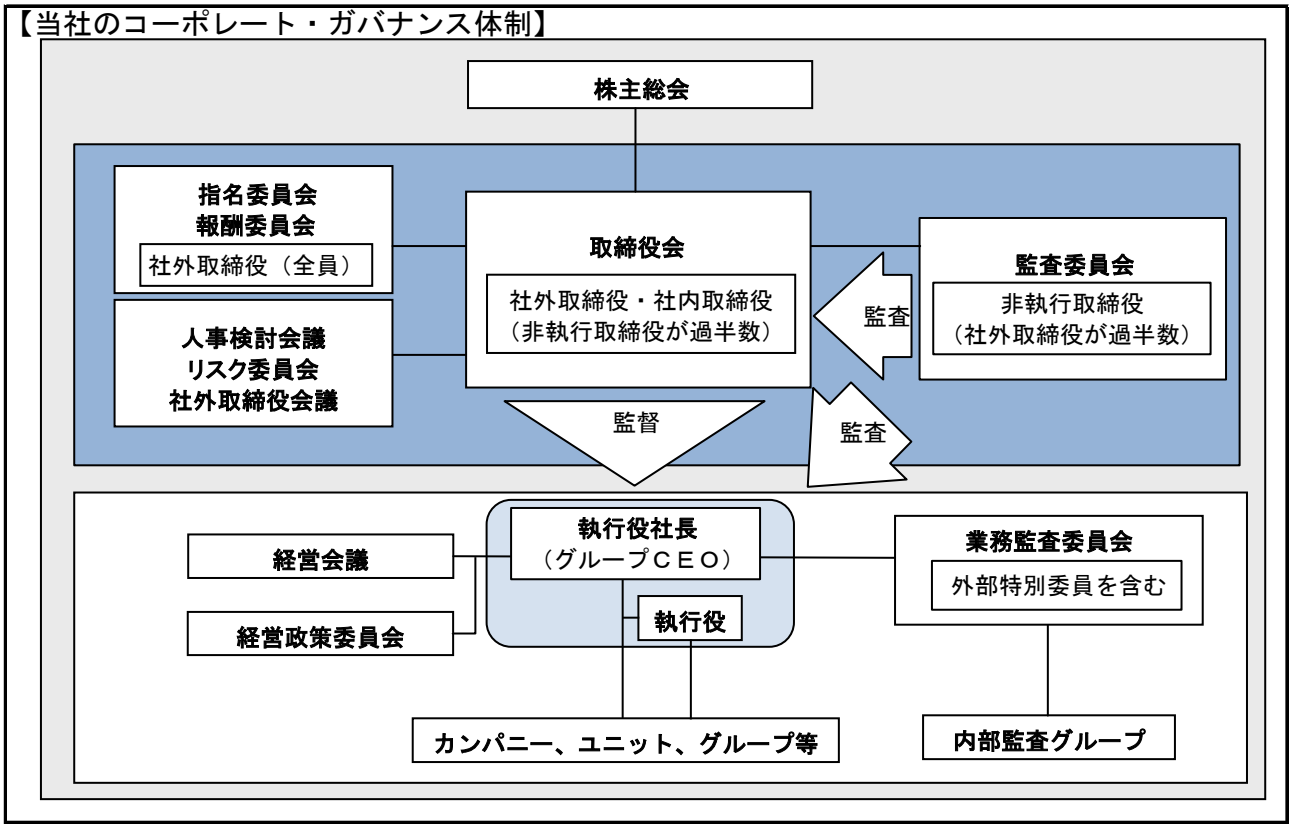

【当社の内部統制の仕組み】

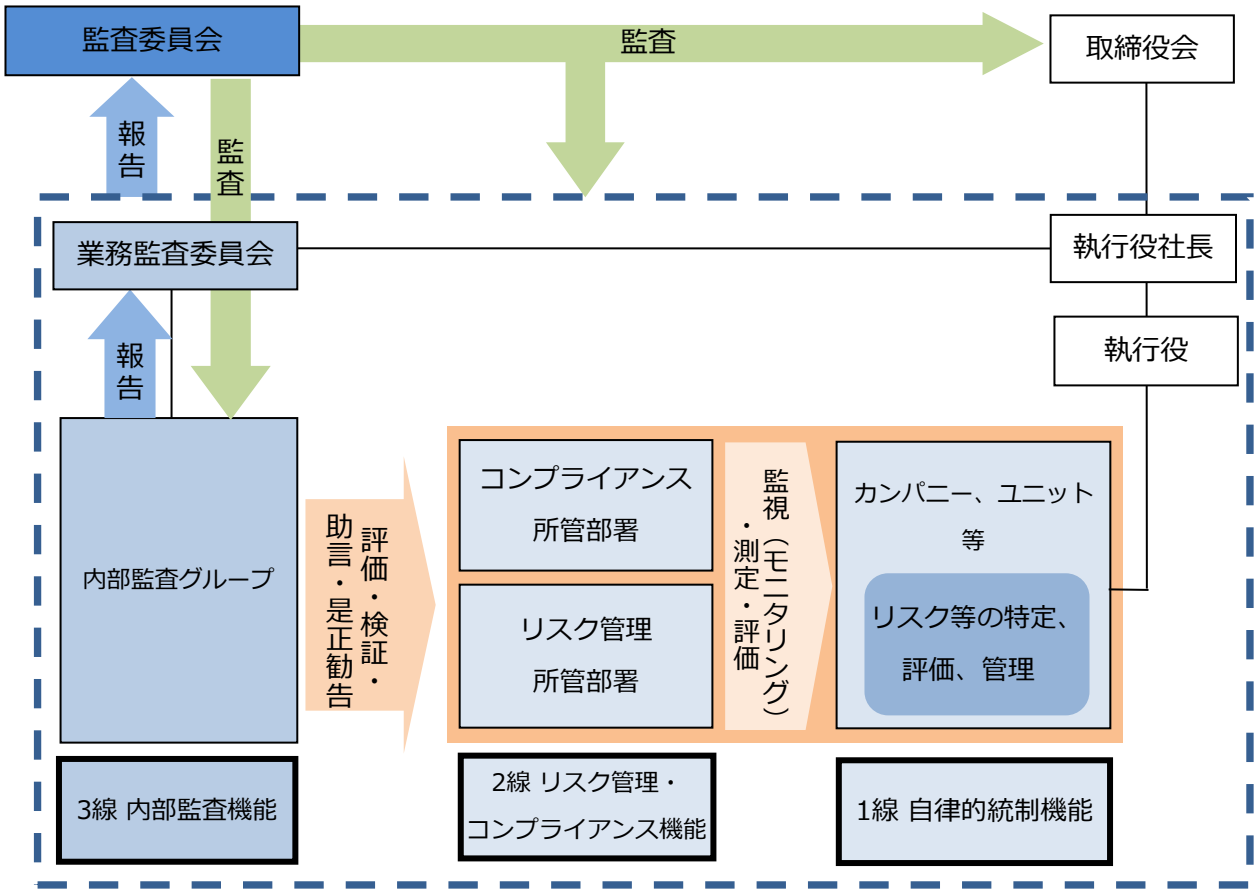

【当社の会社情報の適時開示に係る体制】

当社は、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うため、みずほフィナンシャルグループにおける適時開示体制について明文化し、社内における役割分担とグループ会社からの会社情報の報告体制を明確化し、周知徹底しております。

⑴ 社内における役割分担

①適時開示の「情報取扱責任部」を定め、適時開示体制の企画・個別の適時開示の最終チェックを所管するとともに、情報取扱責任部の部長が情報取扱責任者を担う体制としております。

②社内各部室は「所管部」として、各部室が分掌する業務について当社の会社情報のほか、グループ会社等からの会社情報の報告の受付・収集を担い、開示資料を作成の上、所管部の担当役員が開示の要否を判断する体制としております。

③適時開示体制の「開示担当部」を定め、証券取引所への届出、プレスリリース実施の担当部を明定し、迅速な開示に対応する体制としております。

④その他適時開示体制の「関係部」として、決算確定等に伴う適時開示の金額基準変更・適時開示対象会社の把握、開示体制、遵守体制の企画・モニタリングとインサイダー取引規制上の重要事実の管理を担う部を明定しております。

⑵ 当社の適時開示対象会社であるグループ会社の体制

グループ会社については、当社子会社として適時開示の対象となる会社情報について当社所管部への報告先を明示、または、グループ会社を通じた報告を行う旨を明示し、正確な適時開示体制を整えております。

【みずほフィナンシャルグループにおける適時開示体制概要図】

